

2019年1月22日

2019年2月4日改訂

2022年4月28日改訂

一般財団法人 日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC)

プライバシーマーク推進センター

## 「EU 及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」への対応について

平成 30 年 9 月、個人情報保護委員会より、日 EU<sup>1</sup>間での相互の個人データ移転を図るため、「個人情報の保護に関する法律に係る EU 域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」が公表されました。その後、令和 2 年 2 月 1 日英国が EU を離脱しましたが、日 EU 間と同様に、日英間の円滑な個人データ移転が確保されることを、個人情報保護委員会が公表するとともに、同日より、「個人情報の保護に関する法律に係る EU 及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」（以下、「補完的ルール」という）と名称が改められました。

この「充分性認定」とは、欧州委員会が、特定の国や地域が個人データについて十分な保護水準を確保していると決定することをいい、この度、日本も“充分性認定”を受けることになり、EU 域内の法制度に基づいた、企業間の契約条項等で適切な保護措置を確保することなどの他の条件を満たさなくても、日本国内法と「補完的ルール」を遵守すれば、EU 域内の事業者から個人データの移転を受けることが可能となります。

「補完的ルール」については、EU 及び英国域内から日本国内への個人データの移転に際して、個人情報保護制度の相違点を埋めるための法的拘束力を有するものであるため、EU 及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データを取扱う事業者は、補完的ルールの施行後、個人情報保護法に加え、「補完的ルール」の遵守が必要となります。

プライバシーマーク付与事業者、新規に付与を受けようとする事業者（以下、合わせて「プライバシーマークの付与を受けようとする事業者」という。）において、「補完的ルール」への対応が必要となる事業者におかれましては、本資料に示す事項をご参照の上、ご対応をお願いします。

なお、「補完的ルール」の対象となるかご判断が難しい場合等、本件に関してご不明な点がありましたら、申請先審査機関または JIPDEC までご相談ください。

1. プライバシーマークの付与を受けようとする事業者において、補完的ルールへの対応が必要な事業者

### 【対応を必要とする事項】

・日本国内において以下の個人情報を取り扱う事業者は、補完的ルールへの対応をしなければならない。

<sup>1</sup> ここでの「EU」とは、欧州連合加盟国及び欧州経済領域（EEA：European Economic Area）協定に基づきアイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェーを含む、欧州連合（European Union）を指す。

- 1) 自社の子会社や支店を含む EU 及び英国域内の事業者から充分性認定に基づき移転された個人情報
  - 2) 他の個人情報取扱事業者から提供を受けた 1) に該当する個人情報
- 以下、上記 1) 及び 2) を総称して「EU 及び英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」という。
- ・「EU 及び英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」の取扱いがない事業者は、補完的ルールへの対応をしなくてもよい。

充分性認定に関する補完的ルールへの対応が必要となる事業者は、「EU 及び英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」を日本国内において取り扱う事業者となります。したがって、EU 及び英国域内の事業者から個人情報の移転を受けず、また国内事業者から「EU 及び英国域内から充分性認定に基づき移転を受けた個人情報」の提供を受けない事業者は、本件のご対応は必要ありません。なお、1) に該当する「EU 及び英国域内から充分性認定に基づき移転された個人情報」とは、EU 及び英国域内から日本へ越境された個人情報を指し、同一事業者内での移転や、個人情報の第三者提供、委託、事業承継等といった越境の形態に因らずに該当することにご留意ください。

また、国内事業者から「EU 及び英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」の委託を受けて取り扱う事業者につきましては、個人情報保護法及び「プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針」（以下、「構築・運用指針」という）に基づいて、委託元の指示に従い委託の目的の範囲内で取り扱う必要がございます。

なお、「EU 及び英国域内にいる個人の個人データ」を直接取得する事業者につきましては、個人情報保護法及び「構築・運用指針」で定められていない事項が多数存在する、GDPR（一般データ保護規則）、EU 及び英国域内各国の法律が適用されることとなりますので、個人情報保護法の遵守を前提として、補完的ルールへの対応とは別に、GDPR 等欧州の法規制に詳しい弁護士事務所などへご相談いただきますようお願いいたします。

## 2. プライバシーマーク審査で確認を行う時期について

2019 年 1 月 23 日付にて、「日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み」が発効され、これにより同日補完的ルールが施行されることとなりました。<sup>2</sup>よって、同日以降の審査では、順次、対応状況を確認しています。

## 3. 構築・運用指針の J.3.1.1（個人情報の特定）、J.3.1.3（個人情報保護リスクアセスメント）、J.3.1.4（個人情報保護リスク対応）への対応

### 【対応が必要な事項】

- ・リスクアセスメント及びリスク対策を行うための手順に基づき「EU 及び英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」を特定し、リスクアセスメント及びリスク対策を行った記録を残すこと。

<sup>2</sup> 個人情報保護委員会「日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み発効」

<https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/310123/>

補完的ルールの対象となる事業者におかれましては、「EU 及び英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」について、個人情報の特定、リスクアセスメント及びリスク対策を行っていただく必要がございます。

#### 4. 補完的ルールで示される事項への対応

補完的ルールで示される5つの事項の要旨と対応例、「構築・運用指針」で対応する項番を以下の(1)～(4)に記します。なお、補完的ルールで示される事項については、あわせて「補完的ルール」本文もご参照ください。また、対応例につきましても一例を示すものですので、実際の運用ルール・運用方法を加味して対応を行ってください。

##### (1) 要配慮個人情報

###### 【補完的ルールの要旨】

- ・ 「充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」に「労働組合」、「性生活」、「性的指向」に関する情報が含まれている場合、要配慮個人情報と同様に取り扱う必要がある。

###### 【対応が必要な事項】

- ・ 「EU 及び英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」に「労働組合」、「性生活」、「性的指向」に関する情報が含まれている場合、要配慮個人情報として取り扱うルール・手順を定め、運用すること。
- ・ あらかじめ書面による本人の同意を得ること。

###### 【対応例】

- ・ 要配慮個人情報の取扱いに関する内部規程等で、対象とする情報に「充分性認定に基づき提供を受けた「労働組合」、「性生活」、「性的指向」に関する情報を含む個人情報」を追加し、これらの情報を要配慮個人情報として取り扱う。
- ・ 台帳、リスク管理表等で「充分性認定に基づき提供を受けた「労働組合」、「性生活」、「性的指向」に関する情報を含む個人情報」についても要配慮個人情報として取り扱う。

###### 【構築・運用指針に関連する項番】

J.8.3 (要配慮個人情報)

##### (2) 利用目的の特定、利用目的による制限

###### 【補完的ルールの要旨】

- ・ 「EU 及び英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」の提供を受ける場合、当該個人情報の提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録し、その範囲内で当該個人情報を利用する必要がある。
- ・ 「EU 及び英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」の提供を受けた他の国内事業者から、当該個人情報の提供を受ける場合においても、特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録し、その範囲内で当該個人情報を利用する必要がある。

###### 【対応が必要な事項】

- ・ 「EU 及び英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」については、当該個人情報の提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録する

ルール・手順を定め、運用の記録を残すこと。

- ・「EU 及び英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」については、記録確認義務を通じて確認した利用目的の範囲内で当該個人情報を利用すること。

**【対応例】**

- ・ 「EU 及び英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」を台帳管理する際に、台帳に提供元や提供を受ける際に特定された利用目的等を記録し、その利用目的の範囲内でのみ利用する。
- ・ 「EU 及び英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」の取得の経緯を確認し、受領を記録する際に、提供元から特定された利用目的を含めるよう内部規程等を変更する。

**【構築・運用指針で関連する項番】**

J.8.1（利用目的の特定）、J.8.6（利用に関する措置）、J.8.8.3（第三者提供を受ける際の確認など）など

（3）外国にある第三者への提供の制限

**【補完的ルールの要旨】**

- ・ 「EU 及び英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人データ」を外国にある第三者へ提供するに当たっては、法第 28 条に従い、次の①から③までのいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得ることとする。
  - ①当該第三者が、個人の権利利益の保護に関して、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として規則で定める国にある場合
  - ②個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける第三者との間で、当該第三者による個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法（契約、その他の形式の拘束力のある取決め又は企業グループにおける拘束力のある取扱い）により、本ルールを含め法と同等水準の個人情報の保護に関する措置を連携して実施している場合
  - ③個人情報保護法第 27 条第 1 項各号に該当する場合

**【対応が必要な事項】**

- ・ 「EU 及び英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」を外国にある第三者に提供する場合、法第 28 条に従い、「補完的ルール」に定められた①～③のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ外国にある第三者に提供する同意を得るルール・手順を定め、そのルールに基づき同意を得ること。

**【対応例】**

- ・ 「EU 及び英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」を外国にある第三者に個人情報を提供する際に、法 28 条に従い、①～③のいずれかに該当するかを確認する手順を定め、①～③に該当しない場合には、同意を得ること。

**【構築・運用指針で関連する項番】**

J.8.8.1（外国にある第三者への提供の制限）

#### (4) 匿名加工情報

##### 【補完的ルールの要旨】

- ・ 「EU 及び英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」については、加工方法等情報を削除すること、及び匿名化された個人を再識別することを何人にとっても不可能とした場合に限り、匿名加工情報とみなすことができる。

##### 【対応が必要な事項】

- ・ 「EU 及び英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」については、加工方法等情報を削除することにより、匿名化された個人を再識別することを何人にとっても不可能とした場合に限り、匿名加工情報とみなすルール・手順を定め、運用すること。

##### 【対応例】

- ・ 「EU 及び英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報」の匿名加工を行う場合については、匿名加工の方法・基準<sup>3</sup>を定める内部規程等に「加工方法等情報を削除すること」及び「匿名化された個人を再識別することを何人にとっても不可能」とすることを定め、内部規程に基づく取扱いを実施する。

##### 【構築・運用指針で関連する項番】

J.8.9 (匿名加工情報)

これらの事項について、構築・運用指針で対応する項番を以下にまとめます。

補完的ルールの規定	関連する項番 (関連事項)
(1) 要配慮個人情報	J.8.3 (要配慮個人情報)
(2) 利用目的の特定、利用目的による制限	J.8.1 (利用目的の特定) J.8.6 (利用に関する措置) J.8.8.3 (第三者提供を受ける際の確認など)
(3) 外国にある第三者への提供の制限	J.8.8.1 (外国にある第三者への提供の制限)
(4) 匿名加工情報	J.8.9 (匿名加工情報)

##### 《参考情報》

(個人情報保護委員会のサイト)

- ・ 「個人情報の保護に関する法律に係る EU 及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」

： [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/Supplementary\\_Rules.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/Supplementary_Rules.pdf)

- ・ 「日 EU 間・日英間のデータ越境移転について」

： <https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/sougoninshou/>

- ・ 「EU 域内にいる個人データを取扱う企業の皆さまへ」

： <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/eukojindata.pdf>

以上

---

<sup>3</sup> 「補完的ルール」では「匿名化された個人を再識別することを何人にとっても不可能とした場合に限り」としており、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報・匿名加工情報編）」で定義された“通常の方法により特定できないような状態にすることを求めるもの”とは異なった匿名加工の方法・基準が求められることとなります。